化学製品ＰＬ相談センター　　2007 年 11 月 9 日発行

アクティビティーノート〈第 129 号〉

Contents

2007 年 10 月度における受付相談事例を中心に記載しています。

１．相談業務
　1.1.　2007 年 10 月度　相談受付件数（P. 1）
　1.2.　受付相談事例および内容の紹介（P. 2～7）
２．ちょっと注目「製品表示～製造業者等の連絡先～」（P. 8）
３．入手資料の紹介（P. 9）
４．メディア情報から（P. 9）
５．Living の化学「おいしい水」（P. 10）

１．　相談業務

１．１．　相談受付件数

2007 年 10 月度 相談受付件数（ 9／20～10／19　実働：20 日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	3	2	0	2	0	**7**	29%
消費生活Ｃ･行政	1	1	0	6	0	**8**	34%
事業者･事業者団体	0	0	0	8	0	**8**	33%
メディア･その他	0	0	0	1	0	**1**	4%
合計	**4**	**3**	**0**	**17**	**0**	**24**	
構成比	17%	13%	0%	70%	0%		100%

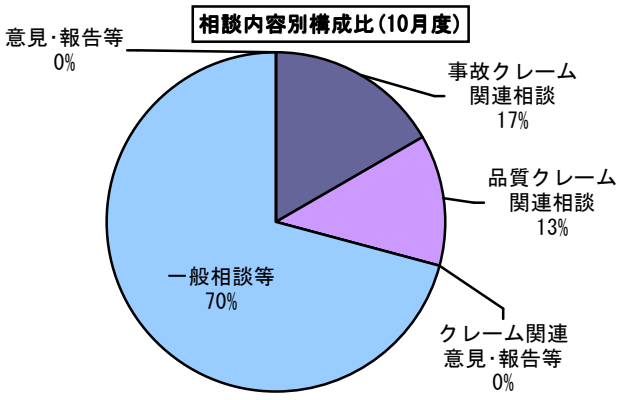

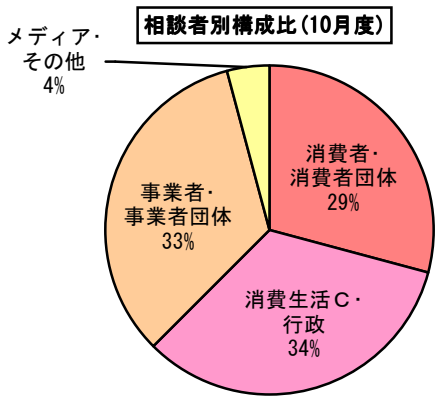

相談内容区分（改訂 2003 年 8 月）

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２．　受付相談事例および内容の紹介

―クレーム関連事案は全て紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談－４件

1. 「サンダル（皮革製）で皮膚障害を起こした。製造元に申し出たところ、サンダルの材質について、製造元と第三者機関がそれぞれ分析した結果が届いたが、内容が専門的すぎて分からない。追って製造元の担当者が説明してくれるとのことだが、その前に予備知識を得ておきたい」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターで対応できるか。〈消費生活Ｃ〉→今のお話だけでは皮膚障害の種類や製品としての詳細が不明なため、まずは製造元から説明を受けた上で、納得できない点等があれば当センターにお問い合わせくださるよう、相談者にお伝えください。

2. １ヵ月半前、子供（中学生）にカタログ通信販売で木製ベッド（外国製）を購入したところ、臭いが強かった。そのうち治まると思ったが、使い始めてしばらくすると子供の目が赤くなり、瞬きの回数が多くなったので、昨日から使用を止めさせ、本日、眼科に行かせた。これから販売会社に申し出て対策について相談するにあたり、あらかじめ臭いの原因を分析しておきたい。〈消費者〉→住宅に関する相談機関である住宅紛争処理支援センターのホームページに、「室内空気中の化学物質の測定が実施できる分析機関一覧表」（http://www.chord.or.jp/shienc/sokukikan/sokukikan.htm）が地域ごとに掲載されているほか、地域によっては保健所でもホルムアルデヒド等の室内濃度測定を行っています。ただし、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われるため、できればベッドの詳しい材質について通信販売会社に問い合わせてからの方がよいでしょう。

3. ２週間くらい前にベッドを購入して使い始めたところ、夫の体には特に異常はなかったが、自分は咳き込むようになった。臭いも強かったので販売店に申し出たところ、「製品を交換する」と言われたが、交換しても同じだと思ったので断った。現在は自分はベッドの使用をやめて、別の部屋で寝ている。ベッドの説明書によると、接着剤にホルムアルデヒドが使用されているとのことで、自分は妊娠３ヵ月なので胎児に影響を及ぼしたということがないか心配である。産科の担当医に相談したが、「分からない」と言われた。〈消費者〉→当該ベッドの使用による胎児への影響は分かりかねます。妊娠の経過については、やはり担当医に相談してください。

4. エアコン用防カビスプレー（ポンプタイプ）をメーカーの通信販売で購入した。製品には「吸入すると害がある」と表示されていたが、メーカーに問い合わせたところ「安全性の問題はない」と言われた。とりあえずガーゼマスクだけは着用し、エアコンを作動したままで防カビスプレーを使用したところ、その後、咳き込んだり胸が痛んだりするようになった。製品に表示されている主成分が原因か調べてほしいと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈消費者〉→表示されている名称は正確な化学物質名ではないようなので、分かりかねます。まずは体調不調について医師に相談するとともに、防カビスプレーのメーカーにお申し出ください。（なお、エアコン用防カビ剤・消臭剤等の使用にあたっては、当該製品の表示およびエアコンの取扱説明書をご確認ください。）

◆ 品質クレーム関連相談－３件

1. 「100円ショップで購入した衣類用防虫剤（パラジクロロベンゼン）の外袋を開封したところ、個包装（紙）の外側に、防虫剤と思われる白い粉が付着していた。販売店に申し出たところ、『不良品ではないが、気になるならば返品に応じる』と言われた。しかし、販売店が不良品であると認識していないことや、そのような製品が流通していることは、問題ではないか」という相談を受けている。〈消費生活Ｃ〉→気温の変化などによって防虫剤の成分が再結晶（いったんガス化した防虫剤が固体に戻ること）した可能性もあります（その場合、通常どおり使用できます）が、お話だけでは確かなことは分かりかねます。販売店に「不良品ではない」との発言の根拠を確認するとともに、白い粉が何であるか等について直接メーカーに問い合わせてみるとよいでしょう。

2. 100円ショップで外国製のカーペットすべり止め材を購入し、包装を開けたところ、刺激臭がした。とりあえず日干ししているが、有害なものではないか。〈消費者〉→臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけでは分かりかねます。臭いの原因、製品としての安全性等について、まずは当該すべり止め材のメーカーにお問い合わせください。

3. ホームセンターで購入したスプレー式カーワックスを使おうとしたところ、ノズルから中身が出ない。発売元に連絡したいが、会社名と住所しか表示されていない。電話番号の表示は義務づけられていないのか。〈消費者〉→カーワックスを対象に表示すべき事項を定めた法律はありません（ただし、成分によっては、それぞれ該当する法律に定められた事

項を表示することが義務づけられています)。購入されたカーワックスの発売元の電話番号については、販売店に問い合わせてみるとよいでしょう。(なお、対象となる繊維製品、合成樹脂加工品、雑貨工業品等について、それぞれ表示すべき事項等を定めている「家庭用品品質表示法」で、連絡先の表示が義務づけられている場合も、住所または電話番号のどちらか一方を表示すればよいとされています。)

一般相談等

◆ **「ポータブルトイレ用消臭剤(外国製)の説明書に、日本語で『成分に発がん性のある物質を使用している』と記載されている。表示されている成分のうちのどれが発がん性のある物質なのかを輸入元に問い合わせたが、『原語の説明書を翻訳しただけなので分からない』と言われたので、そちらで分かるか」という相談を受けている。化学製品ＰＬ相談センターで分かるか。〈消費生活Ｃ〉**→独立行政法人 製品評価技術基盤機構の化学物質総合検索システム(http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/)等で、専門機関による発がん性評価情報を調べることはできますが、それで何らかの情報が分かったとしても、現地メーカーの意図したものと同じかどうかは分かりかねます。日本語での表示者として責任を持って調査・説明するよう、輸入元に要求するとよいでしょう。

◆ **「知人が『シャンプーには発がん物質が含まれている』と言っていたが、本当か」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉**→化学物質名などの具体的な情報が分からないため、お答えしかねます。詳しい内容や情報源をご確認ください。

◆ **「化粧品等に含まれているいくつかの成分について、知人から『皮膚に触れるとよくないものだ』と聞いた。これらの成分の経皮毒性を知りたい」という相談を受けている。業界団体に問い合わせたり、一般的な製品安全データシート(ＭＳＤＳ)を入手したりはしているが、ほかに情報はないか。〈消費生活Ｃ〉**→国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載されている国際化学物質安全性カード(http://www.nihs.go.jp/ICSC/)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「化学物質総合情報提供システム」(http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/)等があります。ただし、各成分の有害性だけをもって、通常予見される使用形態における製品としての危険性を判断できるとは限りません。

◆ **「インターネット上での個人売買で、ブランドのハンドバッグを購入した。偽物だと思うが、自分で使うだけならいいと思う。しかし、ホルムアルデヒドが含まれていないか心配なので、**

分析したい。有料でも構わない」という相談を受けている。〈消費生活C〉→独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧が掲載されています(http://www.jiko.nite.go.jp/network/index.html)。また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリストが掲載されています(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)。(なお、偽ブランド品などの模倣品・海賊版を購入する行為は、それらの流通を助長することになるだけでなく、その売り上げが組織犯罪の資金源となる可能性もあります。)

◆ 「５年前にシロアリ対策の目的で床下に調湿剤(外国製)をまいた。パンフレットには『一度まけば効果はずっと続く』と書かれていたが、本当だろうか。販売元に問い合わせようにも、既に廃業しており連絡がつかない」という問い合わせを受けている。〈消費生活C〉→今のお話だけでは成分等が不明であり、また当センターは特定の商品の情報についてお答えできる立場にもありません。どうしても知りたければ、現地の製造元に問い合わせるしかないでしょう。

◆ セルロイドおよびセルロイド製品による事故に関する相談事例や、セルロイドを対象とする規制について知りたい。〈消費者〉→原材料としてプラスチックを使用している製品に関する相談は当センターに寄せられていますが、必ずしもプラスチックの種類までは把握しておらず、またそもそも材質に起因するものかどうかも定かではありません。セルロイドは消防法で第５類危険物(自己反応性物質)に指定され、製造・貯蔵・取り扱いが規制されています。詳しくは同法を所管する消防庁にお問い合わせください。

◆ 「市民から『隣の板金塗装工場から臭いがする。どのような健康影響が考えられるか』という問い合わせを受けているが、どうか」という問い合わせを市役所の環境担当から受けている。何か情報はないか。〈その他(保健所)〉→今のお話だけでは事実関係の詳細が不明なため、お答えしかねます。まずは現場の状況を確認するとともに、当事者双方から事情を聞いてみてはいかがですか。

◆ 発泡スチロールの中間処理場周辺の環境影響に関する統計資料があれば入手したい。〈消費者〉→廃棄物・リサイクルを所管している環境省、経済産業省等に問い合わせてみてください。

◆ **「ＡＤＲ」（裁判外紛争解決手続）は法人も利用できるか。〈消費生活Ｃ〉**→業務内容はＡＤＲ実施者（実施機関）によって異なります。

◆ **化学業界のＰＬ保険加入率はどのくらいか。〈事業者団体〉**→ＰＬ保険への加入は各企業の判断であり、加入率についても把握しておりません。

◆ **洗浄剤（アルカリ性）を輸入販売するにあたり、ＰＬ対策として配慮すべき点について教えてほしい。〈事業者〉**→一般的なＰＬ対策としては、製品の形態や想定される使用状況等に応じて、「通常有すべき安全性」を欠くことのないようにしておく必要があります。つまり、輸入する製品が、安全なものとなるように設計・製造されたものであることを確認した上で、有用性ないし効用との関係で除去しえない危険性が残存する場合には、その危険性の発現による事故を使用者側で防止・回避するに適切な情報提供を行う必要があるでしょう。具体的な対策については、当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

◆ **お香の製造販売業者である。使用状況によっては火災の原因となる可能性があるため、そのことについての警告表示を検討したい。ＰＬ対策として、どのように表示をすればよいのか。〈事業者〉**→ＰＬ対策を目的とした警告表示を具体的に義務づけている法律はありませんが、使用にあたり考えられる危険性については、注意・警告を表示しておくことが望ましく、製品表示が十分でない場合、事故が起きた際に製造物責任を問われる可能性もあります。具体的な書き方については、当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、コンサルタント会社、損害保険会社等にご相談ください。

◆ **当社が製造販売している洋菓子の付属のシロップが、冷蔵保存後や冬季に固まることがあり、その場合には電子レンジで１～３秒加熱する旨をシロップの容器に表示している。これについて、「容器の材質であるＨＩＰＳ（耐衝撃性ポリスチレン）の一般的な耐熱温度は90℃らしい。電子レンジの使用に対応していないと思われ、加熱時間が長くなると問題がある」との意見が社内から出ている。現状では他の材質の容器は入手できないのだが、どうすればよいか。〈事業者〉**→当センターは、個別の事業者の経営に関与するようなコンサルタント業務は行っておりません。容器メーカーの見解を確認した上で、必要ならば改善する等、貴社の方針に基づき適切にご判断ください。

◆ ＧＨＳ（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に対応したラベルとＰＬ対策としての警告ラベルとの関連について、会員から問い合わせを受けている。〈事業者団体〉→（社）日本化学工業協会（http://www.nikkakyo.org/）が、「ＧＨＳ対応ガイドライン概要」、「ラベル表示作成指針」等からなる『ＧＨＳ対応ガイドライン（暫定版）』を発行（平成18年5月）していますので、一般的な情報については同会 環境安全部にお問い合わせください。

◆ ＧＨＳ（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）にもとづく、危険有害性の表示について教えてほしい。〈事業者〉→（社）日本化学工業協会（http://www.nikkakyo.org/）が、「ＧＨＳ対応ガイドライン概要」、「ラベル表示作成指針」等からなる『ＧＨＳ対応ガイドライン（暫定版）』を発行（平成18年5月）していますので、一般的な情報については同会環境安全部にお問い合わせください。

◆ 商社である。取り扱っている化学製品（危険物）について、ＭＳＤＳ（製品安全データシート）、ＧＨＳ（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）、ＰＬ（製造物責任）、その他さまざまな関連法規に対応して、どのように表示をすればよいのか。〈事業者〉→ＧＨＳおよびＭＳＤＳについては、（社）日本化学工業協会（http://www.nikkakyo.org/）が、「ＧＨＳ対応ガイドライン概要」、「製品安全データシートの作成指針（改訂２版）」、「ラベル表示作成指針」からなる『ＧＨＳ対応ガイドライン（暫定版）』を発行（平成18年5月）していますので、参考にされるとよいでしょう。ＰＬ対策を目的とした警告表示については、ＰＬ法では具体的に定められていませんが、表示が適切でない場合、事故が起きた際に製造物責任を問われる可能性があります。なお、当センターでは特定の企業・商品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、個別の化学製品について、関連法規に対応した具体的な表示に関するアドバイスをご期待であれば、やはり専門のコンサルタント等にご相談ください。

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。
化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

２．　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

製品表示～製造業者等の連絡先～

近年、製品のパッケージやラベルに製造業者等の連絡先の電話番号を表示しているものも、多く見うけられます。そのようななか、「ホームセンターで購入したカーワックスに不具合があったので発売元に連絡したいが、会社名と住所しか表示されていない。電話番号の表示は義務づけられていないのか」という問い合わせが、当センターに寄せられました。

日常生活で使用される繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性が高いとして指定されたものについては、家庭用品品質表示法で、品目ごとに表示事項等が定められています。そのなかで、製造業者、販売業者、表示業者、輸入品の場合は輸入業者など、その製品について自己の責任において品質を表示するものの氏名（法人の場合は法人名）と、電気機械器具以外の対象品目については連絡先を表示することが義務づけられています。連絡先としては、住所か電話番号のいずれか一方を表示すればよいとされています。

そのほか、医薬品・医薬部外品・化粧品については薬事法で、食品については食品衛生法等で、製造業者等の氏名と住所を表示することが義務づけられていますが、電話番号の表示は義務づけられていません。

電話番号が表示されていなくても、氏名と住所が分かっていれば電話帳等で調べることができます。しかし法律による定めのない製品の場合は、氏名すら表示されていないこともあります。そのような製品についての苦情や問い合わせは、やはりまずは購入した店等に連絡することになるでしょう。

さて、かねてから民法においては、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる（民法第 415 条：債務不履行による損害賠償）と定められています。同様に、売買の目的物に隠れた瑕疵（かし）があったときは、買主は契約の解除または損害賠償の請求をすることができる（民法第 570 条：売主の瑕疵担保責任）と定められています。つまり、契約（買い物も一種の契約です）にもとづく義務が果たされなかったり、製品が通常有すべき品質・性能を欠いていたりした場合には、売主に対して購入代金の返金等を要求できるということです。

一方、製造業者等の責任については、平成７年７月１日に施行された製造物責任（ＰＬ）法で、製造物の欠陥によって生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を製造業者等が負うということが定められました。これによって、消費者にとって直接の契約関係がない製造業者等に対する損害賠償請求が、従前に比べて容易になったといえます。

しかし、だからといって販売者に一切の責任がなくなったということではありません。当センターに寄せられる相談のなかには、購入した店に苦情を申し出た際に「それはメーカーに言うように」、「販売しただけで当店に責任はない」などと言われたというケースもあり、売っている商品に対する知識や責任感が十分と言えない販売者もいるようですが、販売者にも売買契約の当事者として少なくとも一次的な責任があると言えます。

また最近は、インターネットやテレビショッピングなどの通信販売で購入した製品でのトラブルに関する相談も増えており、「インターネット上での個人売買で購入したものの販売者と連絡がとれなくなった」というケースもありました。商品を購入する際は、万一のトラブルに備えて、製造業者等の連絡先が表示されているものを選ぶのもよいでしょうが、やはり販売者の信頼性についても確認しておく必要があるでしょう。

３．入手資料の紹介

―2007 年 10 月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手したおもな資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『たしかな目』No256、November. 2007
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('07 年 8 月分)」2007 年 10 月 5 日
3. 独立行政法人 製品評価技術基盤機構『生活安全ジャーナル』第 5 号、2007. 09
4. 日本司法支援センター『法テラス』Vol. 3、秋号、2007 年 10 月 1 日
5. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2007. 09
6. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2007 年 9 月度)』
7. 日本化粧品工業連合会ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成 18 年 10 月～平成 19 年 9 月)」
8. 日本化粧品工業連合会『コスメチックレポート』No184、2007/秋
9. (社)日本塗料工業会『日塗工月報』平成 19 年 10 月号
10. 花王(株)花王生活文化研究所『ＫＡＯ　ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2007 年 9 月；
「学校生活における子供の手洗い実態」―小学校～高校における手洗い実態調査から―
11. (株)損保ジャパン・リスクマネジメント「国内製品リコール情報(2007 年 9 月分)」
12. ＮＰＯ法人埼玉消費者被害をなくす会「なくす会ニュースレター」第 11 号、2007 年 10 月 1 日

４．　メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ 国民生活センターの業務改革案～裁判外紛争解決手続き(ＡＤＲ)機能付与する一方、消費者からの直接相談は廃止、商品テストは外部委託化 (9/21 朝日・毎日、10/6～7 読売)

＊ リモコンの誤作動によるトラブルを受け、経済産業省はリモコン付き電気ストーブの販売を禁止 (9/26 日経)

＊ 経済産業省が優良な中古電気製品の販売店を審査・認証する制度を来春導入 (10/4日経)

＊ 消費生活用製品安全法改正案～ガス風呂釜などのメーカーに利用者への点検時期通知義務づけへ (10/7 日経、10/8 産経)

＊ おむつ交換台から乳児が転落する事故を受け、経済産業省がメーカーに安全対策を要請する一方、子供から目を離さないよう保護者に注意呼びかけ (10/3 読売、10/10 日経)

＊ 公正取引委員会が独占禁止法改正へ～「不当表示」に課徴金を科し、時効は５年に延長 (10/5 日経)

＊ 農林水産省「食品表示110番」への告発が急増。(10/18 読売)

＊ こんにゃくゼリーによる窒息事故の防止策として、業界団体が警告マークを作成(9/20～21 各紙)

＊ 日本司法支援センター(法テラス)の開業から１年。問い合わせ件数は予想を下回る (10/2 朝日、10/6 日経・読売)

Living の化学

第７回　おいしい水

日本の一人当たりのミネラルウォーター消費量は健康志向やおいしい水を求める人の増加などによりこの 10 年で３倍以上の伸びを記録しています。

これまで、日本の水道水はヨーロッパなどと比べおいしく安全であるといわれてきましたが、大都市圏を中心に水源にある藻などの有機物が作り出すカビ臭や消毒に使用される塩素臭、水道水に含まれるトリハロメタンの危険性などを嫌う人が増えてきたこともミネラルウォーターの消費量増加の一因と考えられています。

そこで、東京や大阪など大都市圏を中心に全国で水道水をおいしくする改良がおこなわれています。

ここで活躍するのが「オゾン」です。

オゾンはもともと自然界に存在する化学物質で、太陽光に含まれる紫外線により空気中にある酸素から生成されます。天然のオゾンの濃度が比較的高い森林を散歩されているときにオゾン臭を感じた方もいるかもしれません。

オゾンは三つの酸素原子からできており、酸化力が強い非常に不安定な化学物質で、酸素からオゾンに生成されてもすぐにもとの酸素に戻ろうとします。

最近では少なくなりましたが、光化学スモッグで目がチカチカしたり、刺激を感じたりする原因の一つに、オゾンの酸化力による粘膜への刺激があります。

この強い酸化力は、臭いのもとを分解することによる脱臭、細菌などの細胞膜を破壊し菌を殺すことによる除菌や、脱色、有機物の分解などに利用でき、使用後は酸素に戻るため残留性がありません。また、空気中の酸素が原料なので、いつでもどこでも安価に生成できます。

これまで、水道水は川や井戸などの水源から取水した水に薬品を加え、泥などの汚れを凝集沈殿させ、泥などを取り除いた上澄みの水を砂でろ過し、その水に除菌のため塩素を加えているだけでした。このため、どうしても泥臭やカビ臭、塩素臭などを完全に取り除くことができませんでした。

そこで、利用者のおいしい水、安全な水を飲みたいという要求にこたえるため、処理中の水にオゾンを加えるようになりました。

オゾンの脱臭作用、有機物の分解作用により水道水の泥臭やカビ臭などを除去すると共に、トリハロメタンも分解され、さらに除菌もできるので塩素の注入量も減らすことができ、これまでのろ過方法と比べるとずっとおいしい水を提供できるようになりました。もちろん、みなさんがお使いになる水道水ではオゾンは分解しているので含まれていません。

このように臭いもほとんどなく、安全な水。水の温度にも気を配るとさらにおいしく飲めるようになります。一般的には 10～15℃に冷やした水がおいしい水といわれています。

※　次号の『アクティビティーノート』は、１２月１０日頃に発行の予定です。お楽しみに。